⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（ただし、契約参加資格者として再登録済みで、入札書の提出期限までに会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

⑹　1⑵に示した工事に係る設計業務の請負者又は当該請負業者と、資本又は人事面において関連ある建設業者でないこと。

3　共同企業体の結成方法　共同企業体を結成される場合の要件は、次のとおりとします。

⑴　構成員の出資比率は、全ての構成員が均等割の10分の６以上であること。

⑵　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

⑶　結成方式は、甲型とします。

⑷　同一企業が２以上の共同企業体の構成員となることはできません。

4　簡易型総合評価の方法等　評価は入札価格の他、以下の技術提案項目により行う。

⑴　施工計画

⑵　企業の施工実績

⑶　配置予定技術者の能力

⑷　その他

5　入札説明書等の交付

⑴　掲載（交付）期間　平成28年３月22日（火）から平成28年４月12日（火）午前11時まで

⑵　交付方法　当社ホームページ上（http://www.naa.jp/jp/pinfo/index.html）にてダウンロードするか、6⑴において土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時まで、請求に応じ無償で交付する。ただし、最終日は午前11時まで。

6　競争参加資格の確認申請書等の提出　本競争への参加を希望する者は、入札説明書に記載する申請書類を提出すること。

⑴　提出先（担当部署）　〒282―8601 千葉県成田市成田国際空港内（ＮＡＡビル）成田国際空港株式会社　財務部門　調達部　調達管理グループ　電話0476―34―5726

Mail：chotatsu@naa.jp

⑵　提出期間　5⑴に同じ。

7　技術提案書の提出　参加資格を有する者は、以下のとおり技術提案書を提出すること。

⑴　提出先　6⑴に同じ。

⑵　提出期限　平成28年５月31日（火）午前11時

8　入札執行の日時及び場所

⑴　日時　平成28年６月15日（水）午後１時30分から。ただし、郵送等（郵送（書留郵便に限る。）又は信書便（送達記録の残るものに限る。）をいう。）による入札書の受領期限は、平成28年６月14日（火）まで。

⑵　場所　ＮＡＡビル内（ただし、郵送等の場合は6⑴と同じとする。）

9　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　契約金額の10分の３以上納付。ただし、当社が確実と認める有価証券または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　詳細は入札説明書による。

10　Summary

⑴　The Person who is Responsible for Contract : Makoto Natsume, President & CEO, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for underground facility under portions of rapid exit taxiway at Narita International Airport.

⑷　Qualification for participating in the tendering procedure : Tenderers eligible for Participating in the proposed tender are those who : ①shall not be in any way restricted from the execution of contracts, by national law, ②are registered with the NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION as a qualified competitive tenderer for FY 2015／2016／2017, classified as “Civil engineering work”, ③have the general rating scale value (P) (in the latest general rating scale value report) which matches the requirement, ④are a single corporation or joint venture for specified Civil engineering work (“joint venture” hereafter) consisted of 2 corporations which all members have the general rating scale value (P) of more than 1,150, and ⑤have completion experiences as a principal contractor in last 15 year within following types of construction : Ⅰ Experience of construction work within runway, runway strip, taxiway, apron, overrun area, runway end safety area or taxiway strip, etc in service, and Ⅱ Experiences of construction work by sealing type pipe jacking method of 60m or more drilling length and 1000mm of more nominal diameter under the portions which intersected with runway, taxiway, apron, railway※, or road (over 2 lane)※.

※Limited to on the grand surface level.

⑸　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : to be submitted by 11 : 00 a.m. 12 April 2016

⑹　Time-limit for Tender : 1 : 30 p.m. 15 June 2016

⑺　Please note that applicable language and currency on contract procedure are only Japanese and Yen.

⑻　Contact Point for the Notice : Management, Procurement Department, Finance Division, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, Narita International Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel : ＋81―476―34―5726

○第 1509 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　第１ハイドラント払出設備更新工事（設計・施工）

⑶　工事場所　千葉県成田市成田国際空港内第１給油センター

⑷　工事内容　本工事は、成田国際空港第１給油センターに設置されている第１ハイドラント払出設備を更新するものであり、設計と施工を一括で行う。また、当該設備を運転監視及び制御している制御設備についても併せて更新する。

主たる更新対象設備は、以下のとおりである。

・払出ポンプ及び電動機
・移送ポンプ及び電動機
・払出フィルターセパレーター
・移送フィルターセパレーター
・払出計装制御設備

その他、上記に付帯して設計および施工が必要となる全ての項目について実施する。

⑸　工期　平成32年２月21日まで

⑹　契約相手方の決定方法　本工事は、価格と価格以外の要素を含め、総合的に成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）に最も有利な者をもって契約の相手方とする簡易型総合評価方式（以下「簡易型総合評価方式」という。）により、契約の相手方を決定する。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たすこととする。

⑴　基本条件

①　成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）における平成27・28・29年度契約参加資格の「機械設備工事（航空機給油設備）」に登録されていること。なお、当社に登録されていない者が本競争への参加を希望する場合は、上記登録と同等の資力、信用の状態等を審査するため、必要な申請書類を提出すること。

②　単体企業又は２者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。